

使用料はこのようになっています。

## ホール基本使用料

区 分	料 金			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
平 日	8,200 円	13,300 円	15,400 円	36,900 円
土・日・休	10,200 円	16,600 円	19,200 円	46,000 円

[注] 楽屋・冷暖房料金は無料です。

やむを得ない事由により使用許可時間を超過し、または時間を早めに使用する場合の超過時間にかかる使用料は、条例の定めにより計算します。

### 使用料の割増・割引

#### ●割増の場合

◆入場料等を徴収するときは、基本使用料の額に次の割合を乗じて得た額を加算します。

- 入場料等の最高額が 1,000 円未満のとき……………5 割
- 入場料等の最高額が 1,000 円以上のとき……………10 割

#### ●割引の場合

◆ホールの舞台のみをリハーサル等に使用するときの使用料は、基本使用料（入場料等を徴収する場合は、その割増料金を加算した額）の 3 割相当額とします。

◆次の場合は、使用料を減額することができます。

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する  
市内の学校が使用するとき……………5 割減
- 公益上有益と認め市が使用者と共同して使用する（共催）とき……………5 割減
- 公益上有益と認め市が後援するとき……………3 割減

後援承認証等減免理由が確認できる書類をご持参ください。